

○薬物乱用等防止広報車運用要綱の制定について(通達甲)

平成27年12月28日

少年発第319号

改正 平成28年3月25日少年発第100号

(生企、組対)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

薬物乱用等防止広報車については、「薬物乱用等防止広報車運用要綱の制定について(例規)」(平成12年6月15日高少発第175号ほか)に基づき運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「薬物乱用等防止広報車運用要綱」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

薬物乱用等防止広報車運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、薬物乱用等防止広報車(以下「広報車」という。)の業務及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 運用の目的

広報車を効果的に活用して、薬物乱用防止、少年非行防止及び地域安全等(以下「薬物乱用等防止」という。)に関する各種広報啓発活動を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、薬物乱用、少年非行及び各種犯罪を許さない社会環境づくりを推進することを目的とする。

第3 広報車の配置

広報車は、少年女性安全対策課に配置する。

第4 広報車の名称

広報車の名称は、「りょうまくん」とする。

第5 運用業務

広報車の運用業務は、次のとおりとする。

- 1 薬物乱用防止広報活動
- 2 少年非行防止等広報活動
- 3 地域安全広報活動
- 4 その他広報車の運用を必要と認める活動

第6 運用体制

## 1 広報車の運用責任者等

- (1) 運用責任者は、少年女性安全対策課長とする。
- (2) 副運用責任者は、少年サポートセンター所長とする。ただし、少年女性安全対策課長が少年サポートセンター所長を兼ねるときは、少年女性安全対策課長が指定する者とする。

## 2 広報車の運用

広報車の運用は、少年女性安全対策課において行う。

## 第7 派遣・貸出手続等

- 1 広報車の派遣又は貸出の要請  
広報車の派遣又は貸出(以下「派遣等」という。)を希望する所属長は、広報車使用日のおおむね2週間前までに、別記第1号様式の薬物乱用等防止広報車派遣・貸出要請書により、少年女性安全対策課を経由して、本部長に広報車の派遣等を要請するものとする。

## 2 広報車の派遣等の決定

本部長は、派遣等の要請を受理したときは、運用責任者をして派遣等の要請の重複の有無を確認の上、行事の優先度等を検討させ、派遣等の日時などを調整の上、広報車の派遣等を決定する。

## 3 連携

運用責任者は、広報車を派遣して薬物乱用等防止活動を実施するときは、派遣先所属長と緊密な連携をとり、必要に応じて派遣先所属職員の差し出しを求めることができる。

## 4 関係機関等からの派遣依頼への対応

本部長は、県、市町村、各種ボランティア団体等から広報車の派遣依頼を受けたときは、運用責任者をして派遣依頼機関等と協議させ、必要に応じて広報車を派遣するものとする。

## 第8 研修等

### 1 研修

運用責任者は、少年女性安全対策課員及び広報車運用関係職員(以下「少年女性安全対策課員等」という。)に対し、薬物乱用等防止広報活動の実施に必要な専門的知識の習得に関する研修を行い、活動内容の充実に努めるものとする。

### 2 自己研鑽

少年女性安全対策課員等は、その任務を自覚し、薬物乱用防止等広報活動に必要な専門的知識の習得及び広報車搭載の視聴覚教材等の操作方法について、自己研鑽に努めるものとする。

## 第9 点検整備

副運用責任者は、常に広報車及び搭載装備資機材を点検整備し、良好な機能保全に努めるものとする。

#### 第10 事故防止

少年女性安全対策課員等は、常に次の事項を遵守して事故防止に努めるものとする。

- 1 薬物乱用等防止教室等の会場参加者の動静に注意するとともに、広報車への乗降及び機器操作中の安全確保を図ること。
- 2 広報車の運転に当たっては、交通法令等を遵守し、交通事故防止の徹底を図ること。

#### 第11 報告

広報車の派遣等を受けた所属長は、その使用結果を別記第2号様式の薬物乱用等防止広報車使用報告書により少年女性安全対策課長を経由して、本部長に報告するものとする。

(別記様式省略)